

# Newsletter

ATSUMI & SAKAI TOKYO | LONDON | FRANKFURT www.aplaw.jp



#### ► Innovation Practice Group Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のイノベーション・プラクティス・グループから、ニューズレターをお届けいたします。 同プラクティスグループは、技術革新(Innovation)に取り組まれている企業の皆様をサポートしております。業界の実情に応じた 問題解決や先端的事業の推進、新たな取り組みへのチャレンジ等を支援すべく、各ビジネス領域について豊富な知識と実績を有する 弁護士を結集して業域横断的なチームを構成し、各種ニーズにお応えしております。

# 中国の「暗号法」とブロックチェーンの推進

| Page 1/3 |

2019年11月 No.INNOV\_04

### はじめに

中国のブロックチェーン分野での取り組みは従来から進められてきましたが、 10月以降、世界からの注目がより一層集まっています。

まず、習近平中国共産党中央委員会総書記(以下、「習総書記」といいます。)は、2019年10月24日の中国共産党中央政治局のブロックチェーン技術の発展の状況と今後の趨勢についての勉強会において、ブロックチェーン技術が重要革新技術であるとして、その発展を後押しする発言[1]をし、そのわずか二日後(同月26日)に、中華人民共和国第13期全国人民代表大会常務委員会第14回会議において「暗号法」[2](以下「本法」といいます。)が審議の上可決されました。

そして、同月 28 日に上海で開催された外灘金融サミットでは、政府系研究機関・中国国際経済交流センターの黄奇帆副理事長は、中国人民銀行が発行するブロックチェーン技術に基づくいわゆるデジタル人民元を指す DCEP(Digital Currency Electric Payments)の技術がより成熟してきており、国家デジタル通貨を世界で初めて発行する中央銀行になる可能性が高いと発言しました。[3] この一連の動きをとらえ、暗号技術の研究開発、成果の転化、普及及び応用、商用暗号産業の発展の促進を目指している[4] 本法が、中国のブロックチェーン及びDCEPの強力なカンフル剤となるのではないかとして注目されています。

### 本法が成立した背景

中国では、暗号により国家秘密でない情報の利用等を保護するために、1999年に「商用暗号管理条例」[5] が公布され、その後、商用暗号をめぐる研究開発、製造、販売、使用等について、「商用暗号製品製造管理規定」[6]、「商用暗号製品販売管理規定」(廃止)、「商用暗号製品使用管理規定」(廃止)、「国外組織及び個人の中国での暗号化製品使用に関する管理弁法」(廃止)等の一連の法規が公布・施行され、金融、通信、交通、医療衛生、エネルギー、公安、税務、社会保険、電子政務等の様々な分野に適用されています。

しかし、近年、暗号技術の迅速な発展及び中国の「放・管・服」[7] 改革の深化に伴い、暗号に関する規制の整理、暗号における総合的・ 基本的な法律の制定が待たれていました。 そこで、中国の国家暗号管理局は、2014年12月に暗号法案の起草を始め、2017年4月から5月までに暗号法案(意見募集稿)についてパブリックコメントを実施しました。その後、中国の司法部が各地の各部門の意見を求め、国家暗号管理局と暗号法案(送審稿)を修正し、中国サイバーセキュリティ法の所管官庁でもある中央ネットワーク安全情報化委員会弁公室、工業情報化部や、商務省との検討を踏まえ、暗号法案を作成し制定に至りました。

- [1] 習総書記は「ブロックチェーン技術の集積応用は新たな技術のイノベーションと産業の変革において重要な役割を果たしている。 我々はブロックチェーンを核心的な技術として自らのイノベーションの重要な突破口とし、主たる攻略の方向性を明確にし、一連の重要な核心的技術の攻略に力を入れ、ブロックチェーン技術・産業のイノベーションの発展を加速的に推進しなければならない」と強調しました。 新華社の記事(http://www.xinhuanet.com/politics/2019-10/25/
- [2] 主席令第 35 号、2019 年 10 月 26 日公布、2020 年 1 月 1 日施行

c 1125153665.htm) をご参照下さい。

- [3] 新浪財経の記事 (https://finance.sina.com.cn/blockchain/coin/2019-10-29/doc-iicezzrr5616917.shtml) をご参照下さい。
- [4] 暗号法 21 条 1 項。
- [5] 国務院令第 273 号、1999 年 10 月 7 日公布、同日施行
- [6] 国家暗号管理局公告第 5 号、2005 年 12 月 11 日公布、 2006 年 1 月 1 日施行
- [7]「放・管・服」改革とは、「簡政放権(行政のスリム化と権限委譲)」、「放管結合(緩和と管理の結合)」、「優化服務(行政サービスの最適化)」を指しています。より詳細な内容については、全国「放・管・服」改革に関する国務院総理李克強氏のテレビ電話会議(2016 年 5 月 9 日)での重要な演説(http://www.gov.cn/guowuyuan/2016-05/22/content\_5075741.htm)をご参照下さい。



2019年11月 No.INNOV\_04

## 本法の主な内容

本法は、総則、核心暗号・普通暗号、商用暗号、法律責任、附則の 5 章で構成され、 合計 44 条からなります。

本法の目的は、暗号の応用と管理を規制し、暗号事業の発展を促 進し、ネットワーク及び情報セキュリティを保障し、国の安全及び社会 公共の利益を維持し、並びに公民、法人及びその他の団体の合法的な 権益を保護するためであると定められました(本法1条)。[8]

### (1) 暗号の区分管理

本法にいう暗号とは、特定の変換方法を用いて情報等を暗号化して 保護するか、又はセキュリティ認証を行う、技術、製品及びサービスを いいます(本法2条)。中国は、暗号の区分管理を行い、暗号を 核心暗号、普通暗号と商用暗号に分類しています(本法6条)。

	保護対象	最高保護 レベル	管理者
核心暗号	国の秘密情報	極秘	政府の暗号 管理部門
普通暗号		機密	
商用暗号	国の秘密情報 でない情報	-	公民、法人及び その他の組織

出典:本法7条、8条を基に作成。

企業はその収集したデータを暗号化する際に、データの種別を分類し、 異なる暗号で保護する必要があります。 特に、ビッグデータの発展及び ハイテクの普遍的な応用により、従来、国の秘密情報にあまり関与 してこなかった企業は、未公開の政府情報、人口、遺伝子、地理、 鉱物資源等の情報を大量に収集、利用する場合、国の秘密情報に 該当しうる情報を適切に評価し、それに対応する核心暗号又は普通 暗号を用いて保護を行う必要があることに留意すべきであると思われ ます。

#### (2) 外国企業に対する適用

外国企業の暗号製品、サービス、技術の中国市場への参入制限に ついて懸念されていたところ [9]、本法 21条 2項は、各級人民政府 及びその関係部門は無差別原則に従い、 法により外国投資企業を 含む商用暗号科学研究、製造、販売、サービス、輸出入等を行う 組織を平等に扱うものとし、国は外商投資において自発原則及び商 業規則に基づいて商用暗号技術協力を展開することを奨励し、行政 機関及びその職員は、行政手段を用いて商用暗号技術を強制譲渡 させてはならないと定めました。

#### (3) 商用暗号の輸出入認可規制

「商用暗号管理条例」13条は、暗号製品及び暗号技術を有する 設備の輸入又は商用暗号製品の輸出について、国家暗号管理機関 の許認可が必要であると定めました。 本法 28 条は、 輸出入の許認 可等を行う必要がある製品について次の通り詳しく定めています。

- ①一般消費者向け製品に採用されている商用暗号については、 輸入許可制度及び輸出規制[10]を適用しないこと
- ②国の安全、社会公共の利益に関連し、かつ、暗号化保護機能 を有する商用暗号について、輸入許可制度を実施すること
- ③国の安全、社会公共の利益に関連し、又は中国が国際的 義務を負う商用暗号について、輸出規制を実施すること

なお、 商用暗号輸入許可リスト及び輸出規制リストは、 国務院の 商務主管部門、 国家暗号管理部門及び税関総署により制定される とされております。 本法では一般消費者向け製品の定義を明確に規 定しておらず、関連行政部門による商用暗号輸入許可リスト及び輸 出規制リストが公布されていないため、現時点で規制の適用範囲及 び内容が明確でない部分が残ります。このため、今後公布されるで あろう本法の関連細則等に留意が必要です。 輸出入許可制度が適 用されるか否かが不明な商用暗号については、 県 [11] レベル以上の 地方暗号管理部門や国家暗号管理局に連絡し相談することをお勧め します。

#### (4) 商用暗号に対する検査認証制度

本法は商用暗号に対する検査認証制度を定めており、国の安全、国家 経済と人民の生活、社会公共の利益にかかわる商用暗号製品の事 業者を、法によりネットワークの重要な設備とネットワーク安全専用製 品目録に含まれるようにし、該当事業者が商用暗号の検査認証を 受けなければならないと定め、一般的な商用暗号事業者が自発的に 商用暗号の検査認証を受けることを推奨しています(本法 25条、26条)。 さらに、商用暗号を採用する重要情報インフラについて、商用暗号の 応用に関する安全性評価、国の安全にかかわる場合の国家安全審 査が要求されました(本法27条)。

また、本法は、商用暗号をめぐるそれらの検査認証、安全性評価、 国家安全審査の手続きが「サイバーセキュリティ法」の関連規定を適 用し、重複検査認証を避けることを定めており(本法 25 条乃至 27 条 1項)、商用暗号製品の検査認証の効率性の向上を目指していると 考えられます。

- [8] また、2019年10月27日の「暗号法」に関する記者会見で暗 号法を担当する国家暗号管理局の責任者によると、暗号法は、企業の 負担を削減し、 暗号技術の発展及び革新、 暗号産業の発展を促 進し、良好な市場秩序を構築し、より良質な暗号を多く提供し、 暗号によるネットワーク空間における情報の暗号化、安全認証等に おいて重要な役割を果たすことも目指している、とのことです。 (http://www.gov.cn/zhengce/2019-10/27/content 5445
  - 525.htm)
- [9] このような懸念は 2019 年 10 月 18 日に全国人民代表大会常務 委員会法制工作委員会の記者会見で提起されました。
  - (http://www.npc.gov.cn/wszb/wszb4/wszb\_zb.shtml)
- [10] 本法にいう輸出規制の内容は未だ不明ですが、一般的に輸出規 制は輸出許可制とともに、高額な輸出関税や輸出割当等を含み
- [11] 中国の行政区分は、基本的には省級、地級、県級、郷級という 4層の行政区のピラミッド構造から成ります。 中国の県は日本の郡 に相当します。

| Page 3/3 |

2019年11月 No.INNOV\_04

# 本法による中国のブロックチェーンの 発展への影響

ブロックチェーン技術は、より高い透明性、改ざん不可能性等の特徴を有する反面、情報の安全性の確保が要求されています。 ブロックチェーン技術を広く事業化するために、 安全性及びプライバシーの問題を解決することが重要です。 暗号技術はブロックチェーン技術の核心的要素であり、安定した合法的で安全な暗号技術であることが求められます。

本法は、ブロックチェーンに関連する暗号技術の商用利用に対して法的根拠を提供するものです。本法は、事業者が合法的に技術革新を進め、これを応用することを指導・促進し、ネットワーク空間における情報の暗号化を規範化するものです。これにより、暗号技術を中心とした多種多様な技術が交差融合したネットワーク空間のセキュリティメカニズムの構築を推進し、重要情報インフラによる暗号の使用を促進することに重大な意義があります。そのため、習総書記によるブロックチェーン開発への意欲の発表は、中国の全面的な戦略レベルの表明とも評価でき、本法が可決されたことはブロックチェーン技術のビジネス化を着実に推進する効果があると考えられます。

また、ブロックチェーンに関しては、中国では、2019年1月に「ブロックチェーン情報サービス管理規定」(以下「本規定」といいます。) [12] が公布されたことも重要でした。

本規定は、ブロックチェーン情報サービス業界を明確に言及した最初の法規であり、当該業界を規制する枠組みを定めました。この中では、ブロックチェーン情報サービス提供者を、「一般大衆に向けてブロックチェーン情報サービスを提供する主体あるいはノード、及びブロックチェーン情報サービスの主体のために技術サポートを提供する機関あるいは組織」と定め(本規定2条)、サービスの提供者だけではなく、技術の提供者も含むものとしました。中国は仮想通貨の取引を全面禁止していますが、本規定によって、「中国国外で仮想通貨を発行し、中国国内でブロックチェーン技術サポートを提供する」形のブロックチェーン情報サービスを規制する傾向があるといわれています。その他、本規定は、ブロックチェーン情報サービス提供者による国家インターネット情報弁公室への届出、該当するサービスの提供の要件、提供される情報の内容の規制等を定めました。

しかし、本規定において不明な点も残ります。 例えば、本規定は、新製品、新アプリケーション、新機能の開発について、ブロックチェーン情報サービス提供者によるインターネット情報部門への安全評価の申告を要求しています(本規定 9条)が、その安全評価の基準や手続きは規定されていません。それについて、国家インターネット情報弁公室は、2019年8月9日に「『ブロックチェーン情報サービス管理規定』に関わる安全評価条項の説明に関する公告」を公布し、安全評価に関して、国家市場監督管理総局に属する中国国家認証認可監督管理委員会の認証認可を受けた認証認可機関及び安全評価の手続き等を公告しました。

---

[12] 国家インターネット情報弁公室令第3号、2019年1月10日 公布、2019年2月15日施行

他プラクティスグループのニューズレターも配信しております。 配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。 広報部宛 prcorestaff@aplaw.jp

※お名前、部署、役職をご明記ください。 また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

#### 【日本語】

- □ジェネラル/様々な分野の旬な法律トピックス
- □ベトナムビジネス
- □インドビジネス
- □□シアビジネス
- □再生可能エネルギー
- □農林水産
- □イノベーション/テクノロジー
- □その他(ご興味のある分野をご教示ください。) 【英語】
- □ジェネラル/様々な分野の旬な法律トピックス

### 執筆者



弁護士 鈴木 由里 (パートナー / 第二東京弁護士会所属) E: yuri.suzuki@aplaw.jp

> <u>View profile</u>



> View profil

弁護士 落合 孝文 (パートナー / 第二東京弁護士会所属)

E: takafumi.ochiai@aplaw.jp



> View profil

徐楊 (アソシエイト) 中国法律職業資格取得(2015年) ※但し、外国法事務弁護士の登録はない

E: yang.xu@aplaw.jp